

平成22年度 第2回宇治市総合計画審議会

平成22年8月27日（金）

【事務局（吉田）】 失礼いたします。それでは、定刻になりましたので、本年度第2回目の総合計画審議会を開催させていただきます。

皆様、大変お忙しい中、また、大変暑い中ご出席をいただきましてありがとうございます。事務局を務めております政策推進課の吉田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。会議に入ります前に、あらかじめ本日ご欠席の連絡をいただいております方をご連絡申し上げます。

緒方委員、木村みさか委員、塚口委員、西岡委員、小林委員、城島委員、山本委員、榊村委員、山上委員、この方から、所用のためご欠席とのご連絡をいただいております。あと、澤田委員につきましては遅れて来られるという連絡をいただいております。

次に、本日配付させていただきました資料について、簡単にご説明申し上げます。

会議次第に続きまして送らせていただきました資料でございますけれども、右肩側に資料①と表記しております「宇治市第5次総合計画第1期中期計画(案)」、こちらが資料の中心になってまいると思います。あと、資料が3つございまして、資料②としております「パブリックコメント 宇治市第5次総合計画（初案）への意見募集について」という資料、それから、資料③としております「第5次総合計画（初案）」、資料④としております「宇治市第5次総合計画（初案）の関連資料、目標及び小分類毎の現況と課題」、次第を含みまして5種類の資料となっております。

つけ足しでございますけれども、中期計画をご覧いただいたらわかりますが、中に、今回の総合計画につきましては写真等を入れておりまして、こちらの審議会の様子につきましても、後で写真を撮らせていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくご了承をお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【川本委員長】 川本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま事務局からご説明ございましたように、いつも議事進行をご一緒にやらせていただいている山本副委員長さんがきょうは欠席、所用のためにお出になれないということで、私1人でちょっと心もとなく、心細く感じておりますが、どうかお手柔らかにお願い申し上げます。

ただいまご説明ありましたように、7月1日に、ご案内のとおり第1回の審議会、今回は第2回ということで、この間の暑い時期を事務局がおそらく大変ご苦勞されて、関係部署と調整、打ち合わせを重ねながら、今回、中期計画の案をお出しになるということで、いよいよこの総合計画も佳境に入ってきたのかなと思いますので、ぜひ外の熱気に負けないような熱いご意見、ご議論をお願い申し上げたいと思います。

それでは、勝手ながら座らせていただきます。

はじめに連絡事項を申し上げます。

本日の委員会に傍聴の申請がありまして、これを許可いたしましたのでご連絡を申し上げます。

なお、これは毎回申し上げておりますけれども、本会議は中村委員の会議情報保障のため、要約筆記者が通訳をいたしております。したがって、会議内容が十分に聞き取れるように、明瞭かつゆっくりとご発言をいただければ大変ありがたいと思います。

それでは、これから宇治市総合計画審議会第2回を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、川端副市長からごあいさつをちょうだいしたいと思います。

【川端副市長】 失礼いたします。各委員の皆様方におかれましては、8月、いろいろ予定がおありではないかと思っております。そういう慌ただしい中にも関わりませず、また、大変暑い中、普通ですと残暑厳しくと言いたいところですがけれども、残暑ならぬ猛暑状態でございます、まだまだしばらくこういう大変暑い時期にも関わりませず、こうして多くの委員の皆様方にご出席をいただきましたこと、きょうここに出ております職員、そして事務局を代表いたしまして、心より感謝を申し上げたいと思います。

さて、第5次の総合計画、昨年8月に諮問をさせていただきました、4回の全体会議を、そして5つの専門部会でそれぞれ活発なご議論をいただいてまいりました。この間、将来のあるべき姿、そしてまちづくりの理念、これを定める基本構想について、多くのご意見をいただいております。

本日は、これまでご議論いただいた基本構想のもとに位置づけられます中期計画、全体の構想は11年間ということで考えておりますけれども、その中を3年、4年、4年と区切った中期計画について、事務局よりご提案をさせていただきたいと考えております。

そして、先ほど申しました基本構想につきましては、審議会の委員の皆様方から幅広く意見をいただいておりますので、これにつきましては、9月中旬ぐらいからパブリックコメントを実施したいと考えておりますので、その件につきましても、きょうお集まりの各委員の皆様方からご意見をいただきたいと思いますと思っております。

中期計画は、先ほど言いましたように、3年、4年、4年という3期に分けた、より具体的な市の施策でございます。より細かな内容につきましては、専門部会でまたご議論をいただくことになると思っておりますけれども、どうか各委員の皆様におかれましては、今後も忌憚のないご意見を、そして、先ほど川本委員長からもありましたように熱い意見をいただきますことをお願い申し上げます、開会に先立ってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【川本委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

まず、会議次第の2にございます第5次総合計画第1期中期計画（案）につきまして議題といたします。

この審議会では、平成23年度から25年度、3年間を計画期間とする第1期中期計画につきまして、これから事務局のほうからご説明、ご提案をいただいて、それにつきまして質疑応

答をやりたいと考えております。この中期計画につきましては、本日の審議会の後、現況と課題、基本構想と同じように、各専門部会で審議をいただいた後に、部会で出た意見を集約して、再度全体会議での集約の会議をもって、審議会として固めてまいりたいと考えております。

時間が限られている中で大変多くの項目が網羅されておりますが、活発な論議となりますようにぜひご協力をお願いしたいと思います。

なお、できましたら所要時間は一応のめどとして午後4時ごろかなと考えておりますが、その点もあわせてお願い申し上げます。

それでは、事務局からご説明のほど、よろしく願いいたします。

【事務局（中上）】 失礼いたします。事務局、政策推進課の中上と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、第5次総合計画第1期中期計画につきまして、配付資料に基づきご説明をさせていただきます。

中期計画につきましては、基本構想の審議の際でも触れさせていただいておりましたが、基本構想でお示しいたしました6つのまちづくりの方向性ごとに、それぞれ具体的な取り組みの方向性を示すものとして策定するものでございます。なお、説明させていただく資料が68ページにもわたりますことから、説明は2回に分けさせていただきたいと思っております。

まず、中期計画の構成についてから大分類3までを説明し、質疑応答を、その後、大分類4から大分類6までを説明申し上げ、質疑応答をさせていただきたいと思っております。

大変長くなりますが、限られた時間でございますので、基本的には休憩をとらずに最後まで進めさせていただきたいと存じます。

なお、途中、トイレ等につきましては、委員の皆さんの判断で離席いただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、委員長からもありまして、今回の会議では、中期計画案をお示し申し上げまして、今後、各専門部会で論議をいただきたいと考えております。したがって、具体的な内容につきましては、9月から10月に開催を予定いたしております専門部会で掘り下げた論議をいただければと考えておりますので、ご了承をお願い申し上げます。

それでは、資料①をご覧ください。

まず、中期計画の構成についてでございます。基本的には右下のほうにページ番号を打っておりますので、ご覧いただきたいと思います。

中期計画の構成ということで、0-1ページに記載のとおり、「Ⅰ. 中期計画の考え方」、「Ⅱ. 財政見通し」、「Ⅲ. 施策体系」、「Ⅳ. 中期計画」で構成をいたしております。

次に、0-2ページ、「Ⅰ. 中期計画の考え方」でございますが、まず、策定の趣旨といたしまして、総合計画の具体的な方向性を示すものとし、基本構想の計画期間の11年間に對しまして、首長の公約との整合と急激かつ大きく変化する社会経済状況に柔軟に對應し、実現性の高い計画とするために、策定年限を3年、4年、4年間とするもので、第1期中期計画の目標年次は平成25年度までの3年間を計画期間として考えております。

なお、本日の資料全般にわたる数値表記でございますが、平成20年度までは決算の数値として表記をいたしておりますが、21年度につきましては個々には表記をしておりませんが、現段階ではすべて決算見込みの数値としておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、「Ⅱ. 財政見通し」でございますが、本日の資料には添付をいたしておりませんが、現在、第1期中期計画期間中における歳入・歳出概算額の積算に努めているところでございますが、できる限り精度の高いものとするための精査を行っておるところでございます。策定次第お示しをさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと考えております。

次に、0-3ページ、「Ⅲ. 施策体系」でございますが、基本構想で論議いただきましたとおり、まちづくりの6つの方向性を大分類とし、それぞれの大分類に中分類、小分類という形で設定をいたしております。3ページにわたり掲載をいたしておりますが、以前、現況と課題でご論議いただきました際の分類名から変更した箇所がございますので、変更箇所のご説明を申し上げます。

0-5をご覧くださいと思います。

大分類5「歴史香るみどりゆたかで快適なまち」、中分類4「良好な市街地・都市基盤施設の整備」でございますが、当初は小分類6に「土地利用の規制・誘導」として設定しておりましたが、本市の都市施設、都市基盤の整備をするに当たりまして、まちづくりの全体計画を示し、これに基づいた都市基盤整備を行う必要があるため、中分類4の初めに小分類1として「良好な市街地の形成」を設け、この中で土地利用の規制・誘導をうたうこととしたものでございます。なお、これによりまして、従来の小分類については1つずつ番号を繰り下げております。

次に、大分類6、信頼される都市経営のまち、中分類3、小分類1でございますが、これまで「地方分権の推進」としておりましたものを「地方主権の確立」と変更させていただいております。

それでは、次に中期計画についての説明をさせていただきますが、中期計画につきましては、おのおのの小分類について、現況と課題、目標、目標達成に向けての目標値・指標値、目標達成をするための取組の方向で構成をいたしており、そのほかに小分類をあらわす数値を示した図表やイメージ写真、関連する部門計画があれば計画名を記述いたしております。

説明につきましては、小分類ごとに目標、取組の方向の項目名についてご説明し、目標値・指標値、各分類の図表やイメージ写真、関連部門計画についてはご覧いただくこととさせていただきますと考えております。

なお、目標値・指標値でございますが、その表記に当たりまして、その値等が本市だけの取り組みでない場合、例えば国や関係機関の取り組むものである場合は「参考」という形で表記をいたしております。

現況と課題につきましては、各専門部会でいったん論議をいただいておりますことから、その内容を変更しているものについてご説明を申し上げたいと考えております。修正や追記した箇所にはアンダーライン、下線で表記をしておりますし、削除した箇所については見え消し線で表記をいたしております。

なお、年度が改まったことによる数値の修正や軽微な字句修正、例えばと住民、市民という表記を市民に統一した場合がありますとか、文言の前後を入れかえたりした場合等は説明を省略させていただいております。また、これまで一部に「部門計画に基づき取り組みます」という表現をしておりましてところがございしますが、総合計画は本市の最上位計画でありますことから、総合計画を達成するための部門計画に基づくという表現については全編について削除いたしております。

それでは、分類ごとにご説明申し上げます。

まず、右下に1ページと書いてあるところをご覧ください。

「大分類1 環境に配慮した安全・安心のまち」「中分類1 環境保全対策の推進」「小分類1 地球環境対策の推進」でございます。

この小分類の目標を「地球規模の環境問題を市民一人ひとりの問題として認識し、環境対策に取り組む機運を醸成するため、市民、事業者、行政の三者協働による地球温暖化防止対策をはじめとする地球環境対策を推進します」とし、これらの取組の方向として、「地球温暖化防止対策の推進」「市役所自らの環境対策の推進」の2点を挙げております。

次に、2ページ「小分類2 環境保全対策の強化」でございます。

ここでは目標を「やすらぎのある快適な市民生活を守るため、環境保全活動の強化や啓発事業の推進に取り組みます」とし、これらの取組の方向として、「環境保全対策の推進」「環境汚染の未然防止」「環境調査・監視と情報提供」の3点を挙げております。

次に、3ページ「小分類3 環境美化及び住宅周辺の環境整備の推進」でございます。

ここでは目標を「健康で安全に暮らせる生活環境を整備するため、地域住民・関係団体との連携により環境美化を推進するとともに、生活環境の改善に取り組みます」とし、これらの取組の方向として、「環境美化の推進」「住宅周辺の生活環境の改善」「山間地域での簡易水道等の運営」「斎場・墓地の運営」「不法投棄の防止」の5点を挙げております。

次に、4ページ「小分類4 ごみ・し尿の適正処理の推進」でございます。

ここでは目標を「ごみの分別を中心とした一般廃棄物の適正処理を行うとともに、安定的、効率的なサービス体制の確立に取り組みます」とし、これらの取組の方向として、「ごみの適正処理」「安定的・効率的なサービス体制の確立」「し尿の適正処理」の3点を挙げております。

次に、5ページをお願いいたします。

「小分類5 ごみの減量化の推進」でございます。ここでは目標を「循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の推進に取り組みます」とし、これらの取組の方向として、「3Rの啓発」「ごみの分別と再生利用の促進」の2点を挙げております。

次に、中分類が変わりまして、6ページをお願いいたします。

「中分類2 安全・安心なまちづくりへの対応」でございます。まず、「小分類1 安全・安心なまちづくり」でございます。ここでは現況と課題に追加記述をしております。4段落目の災害を想定した建築物の耐震化促進、防災拠点の整備、都市基盤整備の記述に「災害や急病

などへの対応の核となる広域的な救急・高度医療施設の整備を促進する必要があります」という文章を追加いたしました。また、最後の段落に、本年4月に施行いたしました宇治市犯罪被害者等支援条例についての記述も追加いたしております。

また、ここでの目標を「自然災害をはじめとしたあらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、防災体制の確立を図ります。また、市民・事業者・行政・関係機関と連携して防犯に取り組めます」とし、これらの取組の方向として、「防災意識の普及・啓発」「地域防災体制の確立」「危機管理体制の充実」「建築物の耐震化の促進」「防犯対策の充実」「救急・高度医療施設の整備促進」の6点を挙げております。

次に、7ページをお願いいたします。

「小分類2 消防・救急の充実」でございます。ここでは目標を「市民を災害から守るため、予防活動をはじめとして、消防、救急活動など災害への対応力の向上を図ります」とし、これらの取組の方向として、「災害の予防・啓発」「消防力の充実」「救命率の向上」「消防団活動の支援」「消防通信指令システムの整備」「消防本部・署所の適正配置」の6点を挙げております。

次に、8ページをお願いいたします。

「小分類3 宇治川治水対策の推進」でございます。ここでは目標を「市民の生命と財産を守るため、宇治川治水対策の促進を図ります」とし、これらの取組の方向として、「宇治川治水対策の促進」「宇治川周辺の環境等への配慮」「宇治川治水の啓発」の3点を挙げております。

続きまして、「大分類2 ゆたかな市民生活ができるまち」に移らせていただきます。

9ページでございますが、「中分類1 住民自治の推進」「小分類1 地域コミュニティの育成」でございます。

ここでは、現況と課題の2段落目の最後に、「ふれあいセンター施設老朽化への対応の検討」について追加して記述をいたしております。

また、ここでの目標を「市民の地域コミュニティの関心を高め、ふれあいと共助で築く地域社会の構築を促進するため、コミュニティ活動の支援に取り組めます」とし、これらの取組の方向として、「地域コミュニティ活動の支援」「コミュニティ施設の活用」の2点を挙げております。

次に、10ページをお願いいたします。

「中分類2 市民文化の創造」「小分類1 市民文化の創造・発展」でございます。ここでは目標を「さらなる市民文化の創造・発展のため、市民の自主的な文化活動の支援を行うなど、文化の香るふるさと宇治の創造を推進します」とし、これらの取組の方向として、「市民の文化活動への支援」「『源氏物語のまちづくり』の推進」「文化センターの活用」の3点を挙げております。

次に、11ページをお願いいたします。

「中分類3 農林漁業・茶業の振興」「小分類1 農業の振興」でございます。ここでは、現況と課題の2段落目の中ほどに、「都市化の進行による農地の減少」について追加記述をいたしますとともに、次の段落では、「農地を取り巻く新たな問題への対応と食の安全や食育の

観点から、都市近郊型農業の展開が重要である」といたしておりました文章を整理いたしました。

また、ここでの目標を「地域性を活かした農業振興を図るため、生産者と消費者の連携を促進し、消費拡大を図るなど都市近郊型農業の展開を推進します」とし、これらの取組の方向として、「都市近郊型農業の展開」「生産者と地域の消費者との連携」「転作田の活用」「農地の保全」「巨椋池干拓田の排水施設の機能強化」「後継者の育成」の6点を挙げております。

次に、12ページをお願いいたします。

「小分類2 茶業の振興」でございます。ここでは目標を「宇治茶のブランド力の強化を図るため、宇治茶の伝統的な茶製法の継承や高品質茶の生産の支援を行い、茶業の振興に取り組みます」とし、これらの取組の方向といたしまして、「宇治茶のブランド力強化」「宇治茶の消費拡大」「優良高品質茶の生産支援」「優良茶園の保全と後継者育成」の4点を挙げております。

次に、13ページをお願いいたします。

「小分類3 林業・漁業の振興」でございます。ここでは目標を「温室効果ガスの吸収効果や自然環境の保全などの多様な機能を持つ森林を保全するため、林業の振興や森林の整備を行います」とし、これらの取組の方向として、「森林の保全」「森林整備の促進」「天ヶ瀬森林公園の活用」「林道の整備」「水産資源の保護・増殖」「森林ボランティアの活動の支援」の6点を挙げております。

次に、14ページをお願いいたします。

「中分類4 商工業・観光の振興」「小分類1 商業の振興」でございます。ここでは、現況と課題の最後の段落に記述の「商業振興を図るための課題等」について文章を整理させていただきました。また、ここでの目標を「商業の振興を図るため、中小企業や商店街への支援を行い、消費者にとって魅力ある集客力の高い商業振興に取り組みます」とし、これらの取組の方向として、「中小企業への支援」「商店街等への支援」「経営指導等への支援」「魅力ある商店・商店街づくりの促進」「創業への支援」の5点を挙げております。

次に、15ページをお願いいたします。

「小分類2 工業の振興」でございます。ここでは目標を「工業の振興を図るため、ベンチャー企業等による新製品の開発、新産業の創出や優良企業の誘致を行うとともに、中小企業の育成・支援に取り組みます」とし、これらの取組の方向として、「企業立地の促進」「ベンチャー企業の育成」「中小企業への支援」「宇治市産業振興センターの活用」「起業への支援」の5点を挙げております。

次に、16ページをお願いいたします。

「小分類3 観光の振興」でございます。ここでは目標を「継続的に観光客を誘致していくため、恵まれた観光資源を活かして、市民、事業者、関係団体と行政のパートナーシップのもとで観光振興に取り組みます」とし、これらの取組の方向として、「お茶・観光のまち宇治の推進」「観光宣伝の強化」「観光施設の有効活用」「観光関連団体等への支援」の4点を挙げております。

次に、17ページをお願いいたします。

「中分類5 勤労者福祉・消費生活の向上」「小分類1 勤労者福祉の向上」でございます。ここでは目標を「勤労者の多様なニーズに対応するため、国・京都府・関係機関と連携した雇用・失業対策に取り組みます」とし、これらの取組の方向として、「雇用機会の拡大安定」「勤労者への支援」「技能功労者表彰制度の実施」「ワーク・ライフ・バランスの促進」の4点を挙げております。

次に、18ページをお願いいたします。

「小分類2 消費生活の充実」でございます。ここでは、現況と課題の冒頭に記述の「消費者保護のための関係法律の記述」について整理をいたしました。また、ここでの目標を「消費生活の充実を図るため、消費者への情報提供と啓発活動を推進するとともに、消費者庁をはじめ関係機関と連携を図り消費生活相談等の充実に取り組みます」とし、これらの取組の方向として、「情報の提供と啓発活動の推進」「消費者モニター制度の実施」「消費生活相談の充実」の3点を挙げております。

次に、19ページをお願いいたします。

「中分類6 人権尊重社会の実現」「小分類1 人権教育・啓発の推進」でございます。ここでは目標を「人権が尊重される社会を実現するため、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します」とし、これらの取組の方向として、「人権尊重のまちづくり」「コミュニティワークうじ館・こはた館の活用」の2点を挙げております。

次に、20ページをお願いいたします。

「中分類7 男女共同参画社会の形成」「小分類1 男女共同参画の推進」でございます。ここでは目標を「男女がいきいきと暮らすことができる社会を実現するため、市民や事業者と協働して、地域に根ざした男女共同参画を推進します」とし、これらの取組の方向として、「男女共同参画のまちづくり」「男女共同参画支援センターの活用」の2点を挙げております。

続きまして、「大分類3 健康でいきいきと暮らせるまち」に移らせていただきます。

21ページをお願いいたします。

「中分類1 地域福祉の推進」「小分類1 地域福祉活動の推進」でございます。ここでは、現況と課題の最後の段落に、「地域での見守り等を通じて、児童・高齢者等に対する虐待の防止や増加する自殺の防止等へ結びつける取組が課題」であることについて追加して記述をいたしております。

また、ここでの目標を「市民の自主的な活動と公的サービスの連携による地域福祉を推進するため、さまざまな立場や年代層の視点から地域の総合的支援体制を構築します」とし、これらの取組の方向として、「地域の総合的支援体制の構築」「関係団体との連携」「民生児童委員活動の推進」「ボランティア活動の支援」「地域でのネットワークの推進」「総合福祉会館の活用」の6点を挙げております。

次に、22ページをお願いいたします。

「中分類2 健康づくりの推進」「小分類1 健康づくりの推進」でございます。ここでは、

現況と課題の２段落目に「食生活・運動等の課題」を追加記述いたしまして、また、最後の段落に、「宇治市食育推進計画の策定と今後の取組の必要性」について、追加して記述をいたしました。

また、ここでの目標を「市民が身体的、精神的、社会的に健やかで心豊かに生活できるよう、市民の多様なライフスタイルや年齢層などに応じた健康づくりを進めます」とし、これらの取組の方向として、「総合的な健康づくりの推進」「地域活動の支援」「健全な食生活の促進」の３点を挙げております。

次に、２３ページをお願いいたします。

「小分類２ 保健・医療の推進」でございます。ここでは、現況と課題の１段落目の中ほどで、「家庭の育児力の低下や孤立化などの課題」に対する文章を整理するとともに、「発達への支援の必要な子どもに対する連携の必要性」について追加して記述をいたしております。

また、次の段落では、「小児医療体制」のみではなく、これを含めた「産科・小児科医療体制の充実」について、文章を整理いたしました。

また、ここでの目標を「市民の健康の保持・増進を図るため、健康審査や保健指導等の保健・医療対策や相談体制を充実させます」とし、これらの取組の方向として、「母子保健対策の推進」「成人・高齢者保健対策の推進」「発達支援への取組」「疾病の予防啓発」「医療体制の充実」の５点を挙げております。

次に、２４ページをお願いいたします。

「中分類３ 長寿社会への対応」「小分類１ 生きがい対策の充実」でございます。ここでは、現況と課題の１段落目に「宇治市シルバー人材センターなどへの支援」について追記をいたしました。また、ここでの目標を「多様な価値観を持った高齢者が生涯にわたって健康で自立した生活を営めるよう、交流の場や学習機会を提供し、生きがい活動への支援や健康増進を図ります」とし、これらの取組の方向として、「生きがい活動への支援」「学びの支援」「地域福祉センターの活用」の３点を挙げております。

次に、２５ページをお願いいたします。

「小分類２ 高齢者福祉サービスの充実」でございます。ここでは、現況と課題の２段落目の冒頭で、「高齢社会の進展により」としておりましたものを「超高齢社会を迎え」に変更しております。また、一番下の※に記述のとおり、後期高齢者医療制度に関しましては、大分類３、中分類７、小分類１「年金・各種医療制度の運営」に記述することといたしてありまして、ここでは記述を削除いたしました。

また、ここでの目標を「すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できることができるよう、関係機関と連携を図り、制度で支えるという基本的な考え方のもと、高齢者と家族の生活を総合的に支援する福祉サービスを推進します」とし、これらの取組の方向として、「介護予防と認知症の早期発見」「介護保険制度の運営」「高齢者の生活支援」「地域、関係機関との連携」「サービスの向上と家族の支援」「高齢者の権利擁護」の６点を挙げております。

次に、２６ページをお願いいたします。

「中分類4 少子化社会への対応」「小分類1 子育て支援の充実」でございます。ここでは目標を「元気で心身ともに健やかな子どもの成長を支えるため、家族、地域、事業所、行政が連携し、子育て支援を推進します」とし、これらの取組の方向として、「相談・支援体制の充実」「地域との協働による子育て支援体制づくり」「児童虐待への対応の充実」「経済的支援の充実」の4点を挙げております。

次に、27ページをお願いいたします。

「小分類2 保育対策の充実」でございます。ここでは目標を「市民の多様な保育ニーズに対応するため、利用者の生活や就労形態に合った保育サービスを提供します」とし、これらの取組の方向として、「待機児童対策の推進」「効率的な保育所運営の推進」「民間保育所への支援」「多様な保育サービスの提供」「保育所の安全対策」の5点を挙げております。

次に、28ページをお願いいたします。

「小分類3 放課後児童育成の充実」でございます。ここでは目標を「多様化する保護者ニーズに対応するため、施設整備やサービスの充実など、安全・安心な放課後対応を図ります」とし、これらの取組の方向として、「育成学級の充実」「多様な形態によるサービス提供」の2点を挙げております。

次に、29ページをお願いいたします。

「小分類4 ひとり親対策の充実」でございます。ここでは、現況と課題の3段落目に「2010年（平成22年）8月から父子家庭に対して児童扶養手当が支給されることになった」ことについて記述をいたしました。また、ここでの目標を「ひとり親が安心して子育てができるよう、相談体制の充実や自立支援を行います」とし、これらの取組の方向として、「総合的な支援体制の充実」「福祉サービスの充実」の2点を挙げております。

次に、30ページをお願いいたします。

「中分類5 障害者福祉の推進」「小分類1 障害者福祉の充実」でございます。ここでは目標を「障害のある人々が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、さまざまな障害への理解を深め、自立・共生を促進しながらサービスを実施し、支援の充実を図ります」とし、これらの取組の方向として、「計画的な施策実施」「各種福祉サービスの充実」「社会参加の促進」「自立支援の促進」「障害者福祉施設の整備」「障害者の権利擁護」の6点を挙げております。

次に、31ページをお願いいたします。

「中分類6 低所得者福祉の充実」「小分類1 低所得者福祉の充実」でございます。ここでは、現況と課題の2段落目に「低所得者等の生活意欲の向上や自立助長」に関する記述、また「住宅手当の支給等の実施」について追加して記述をいたしました。

また、ここでの目標を「生活困窮者の自立助長を促進するため、助言・指導援助を行うとともに、適正に生活保護を実施します」とし、これらの取組の方向として、「自立助長に向けた適切な指導援助」「相談・支援体制の充実」の2点を挙げております。

次に、32ページをお願いいたします。

「中分類 7 年金・保険制度の運営」「小分類 1 年金・各種医療制度の運営」でございます。ここでは、現況と課題の最後に、「後期高齢者医療制度」に関する記述を中分類 3、小分類 2「高齢者福祉サービスの充実」、先ほど少し触れさせていただきましたが、これについて移動して記述をいたしております。

また、ここでの目標を「年金・各種医療制度の安定運営のため、市民理解を深める相談・周知啓発を行います」とし、これらの取組の方向として、「国民年金制度の周知啓発」「後期高齢者医療広域連合との連携」「医療費等の負担軽減」「制度的無年金者の救済」の 4 点を挙げております。

続いて、33 ページをお願いいたします。

「小分類 2 国民健康保険の運営」でございます。ここでは、現況と課題の 5 段落目で、「国保運営のための、国・京都府の財政支援強化の必要性」についての文章を整理いたしますとともに、次の段落では、京都府において策定された「国保事業運営の広域化及び財政の安定化を推進させるための支援方針」についての記述を追加いたしております。

また、ここでの目標を「国民健康保険事業の安定した運営のため、適正な保険料確保を図るとともに、各種保健事業を実施します」として、これらの取組の方向として、「事業の安定運営」「健康維持と疾病予防」「医療費の適正化」の 3 点を挙げております。

以上、長くなりましたが、中期計画の構成についてから大分類 3 までについての説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

【川本委員長】 ありがとうございます。

大変多岐にわたっておられますが、ただいま中期計画の構成からページ数にして 33 ページまで、大分類 3 までご説明をいただきました。この部分についての質疑に入らせていただきますが、会議録を作成する関係上、ご発言いただく際には、最初にお名前をちょうだいしたいと思います。

なお、会議録は情報公開の対象となりますので、念のために申し上げておきます。

それでは、ご意見、ご質問のある方は、どうぞ挙手をお願い申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【牧委員】 牧です。

個別の内容については今後検討するということでしたので、基本的なことについて少し教えていただきたいんですが、それぞれの小分類のところに書いてある目標というやつですけども、これは基本的にこの 3 年間の目標ということではなくて、1 1 年間の達成目標と考えればいいのかということと、それから、基本、その下に目標値、指標値というのがあるんですけども、これはどういう観点で選択をされているのかについてお教えいただきたいんですが。

【川本委員長】 何か関連するご質問、特によろしゅうございますか。

それじゃ、当局からお願いできますでしょうか。

【事務局（中上）】 まず、小分類ごとの目標でございますが、これは第 1 期中期計画期間

中、すなわち3年間の目標として設定をさせていただいております。それと、目標値、指標値でございますが、基本的にはこの小分類を達成するための目標として設定をしたものでございますが、今回、この第5次総合計画におきまして、初めて目標値、指標値等の設定をいたしましたものですから、少しタイムリーなものではないかもしれませんが、達成する上での目標、またはそれを目標を達成する上での指標というような形で設定をさせていただいております。よろしくお願いたします。

【川本委員長】 牧委員さん、よろしゅうございますか。

【牧委員】 確認なんですけど、この目標の文章って、きょう初めて見るんですか。また、前に見たんですか。

【事務局（中上）】 今回初めてご提案させていただきます。

【牧委員】 そしたら、この内容についても、今後各分科会で検討したらいいと考えたらよろしいんですか。

【事務局（中上）】 はい、そのとおりでございます。

【牧委員】 1点だけコメントですけど、目標ですので、何か取り組みますというよりも、目指すべきそれぞれの小項目の3年後の姿みたいな文章のほうがいいのかなという、これは印象ですが、例えば今5ページを見ているんですけど、何とか何とかで防災体制の確立を図りますとか、防犯に取り組みますというふうな取り組みがこの目標の文章になっているんですけど、むしろやっぱり市民の方に対しては、安全になったとか、そういうふうな文章のほうがいいのかなと思いますが、この個別の内容については、また分科会等で議論させていただきたいと思っております。

以上です。

【川本委員長】 ありがとうございます。その辺はこれから部会で引き続きご議論いただくという理解でよろしゅうございますね。

それでは、ほかに何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【桑原委員】 市民公募委員の桑原でございます。

ちょっとあれっと思っただけの話ですけど、林業について、外国産の木材との競争力がなくなっているというような表現があったんですけども、今どこにあったか探しているんですけど、私の知っている木材関係業者の話をお聞きすると、むしろ海外の木材が値上がりして、それで中国なんかの需要がかなり増えてきていて、実態的には国内の林業の競争力が上がってきていると、ただ乾燥とか、製材とか、そういうインフラが整わないからギャップがおかしくなっているんだというような話が私の知り合い関係の情報なんですけども、どこに書いてあったか探しているんですけど、どこかに書いてあったんですけど、その辺、もう1回事実関係が正しいのかどうか、私の情報が正しいのか、市のほうのご認識が正しいのか、検証だけしておいていただけたらありがたいです。

【川本委員長】 これは13ページの林業・漁業の振興という、その辺のことをおっしゃっ

ておられるのでしょうか、桑原委員さんは。

何か関連でございますか。関連のご意見、ご質問、ないですね。

それじゃ、事務局のほうから、恐れ入ります。

【事務局（中上）】 おっしゃるとおり、13ページの現況と課題で、外国産材の大量流入によりということで表記をしております。今の内容について、これについては、いったん現況と課題について昨年来論議をいただきましたけれども、この小分類ごとの目標、取組の方向の論議の際に、もしその内容がこれではなく、状況が変わっているようであれば、それについても論議をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【川本委員長】 桑原委員さん、よろしゅうございますか。

それじゃ、ほかに何か。

どうぞ、石崎委員さん。

【石崎委員】 市民公募委員の石崎といいます。

ページ数で6ページなんですけども、安全・安心なまちづくりという形で、きょうものすごく暑いんですけど、ゲリラ豪雨がものすごく降って、例えば、私、木幡に住んでいるんですけども、木幡では降っていて、宇治市には全然降らないとか、そういうことが多分書いていて、いろいろな設備を改修しましょうということで書いてあると思うんですけども、これ、取組の方法として、どこに入るのかなと。3点目の危機管理体制の充実のところに入るのかなと思うんですけども、どこかに入れておいてほしいなど。これから起こり得ることなので、こういうことにも取り組みますよということの取組の方向というのが1点と、それから、目標値とか指標値、これについて、例えばものすごく難しいのも入っておるんですけども、その辺は大丈夫かなというのがちょっとあるんですけどね。例えば最後のほうの国民健康保険の運営として、特定健康診査受診率が、今、25.83と書いてあるんですけども、この3年間で、平成25年には65%に持っていきますよと、こういうでかい数字というのは大丈夫かなというふうな、もし根拠があってこれは大丈夫で、こういうふうにして行けますよということがあれば、教えていただきたいなど。

それから、もう1点あったんですけども、これは19ページ目の人権啓発指導者養成研修者等が、今、ゼロ人と書いてあるんですけども、これ、横っちょの備考を見ると、22年度から新規実施と書いてあるから、当然ゼロで当たり前かなと。ゼロではないの違うか。傍線か何かで、これからやられて、つくっていかれるんやから、これはゼロというのは記述的におかしいんじゃないかなと思うんですけども。

以上です。

【川本委員長】 ありがとうございました。

今、2つですね。1つは6ページの個別のお話、もう1つは、目標値、指標値についての幾つかのご質問、あるいはご議論、こういうことですね。健康保険については33ページでございますね。それでよろしいですね。

関連して、何か、特に目標値、指標値とか、何かご意見なりご質問はございませんか。よろ

しゅうございますか。

それじゃ、事務局のほうにお願いいたします。

【事務局（中上）】 事務局の中上です。

現在、説明を2つに切らせていただきました関係で、ゲリラ豪雨のことについて説明し切れなかった部分があるかと思うんですけれども、49ページをご覧いただきたいんですけれども、後ほど説明をいたしますが、大分類5の小分類3のところ、ゲリラ豪雨対策については、危機管理体制というところではなくて、流出抑制の推進ということで、こちらの取り組みとして考えさせていただいております。

それと、目標値、指標値につきましては、先ほども申しましたとおり、今回初めてこういう取り組みをしようということですので、十分専門部会で今後目標値の設定の仕方についてもご意見をいただきまして、その中でよりよい目標の設定があれば対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【川本委員長】 追加で何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに。どうぞ。

【佐藤健康福祉部理事】 健康福祉部の佐藤です。

先ほど、33ページの特定健康診査の受診率、これにつきまして65%目標になっているが大丈夫かというご趣旨のご質問ですが、この65%というのは、国のほうで、備考欄に書いておりますけれども、基本方針の目標値ということでもございますので、私どもといたしましては、その数値を達成に向けて努力をすると、こういう考えでございますので、ご理解賜りたいと思います。

【川本委員長】 ありがとうございます。

それじゃ、ほかに何かご意見、ご質問。どうぞ。

【向野委員】 議員の向野です。

今回、配付されてから随分見る時間もありましたので、改めてじっくり見させてもらいました。とりわけ基本構想のところ、書かれておる大分類の部分なんですけど、そのことについても、僕の思いと意見をいただきたいとまず思うんです。

それで、2番の「ゆたかな市民生活ができるまち」というのがあります。そのところを「ゆたかな市民生活が送れるまち」のほうがいいのではないかと。それから、4番の「生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち」とありますが、生涯学習推進のまちということで、「の」を取ったほうがいいのではないかなと。それから5番ですけど、「歴史香るみどりゆたかで快適なまち」と、その部分で「ゆたか」というところを「ゆたかさを実感できる快適なまち」のほうがいいのではないかと思いますので、ご意見をいただきたい。

それから2つ目なんですけど、宇治市の人口予想がありまして、それに伴って、資料の中に、資料3の4ページに、例えば一番上の表の中から、現在はほぼ3.1人で1人の高齢者を支えていますと、その下についても、いろいろ支えているということが随分言われているわけなんです。現実には、65歳以上の方は多くの方が働いていますし、15歳から64歳までの人が

支えるという考え方は、実態と合わないのではないかなという気がするので、その支えるという表現についてはいかがなものかなと思います。

それから、資料①の8番ですけど、その中で目標値、これは国の関係になるわけですけど、宇治川整備計画天ヶ瀬ダム再開発事業ということで、宇治市は治水対策上不可欠だという判断をされております。実際には、天ヶ瀬ダムの再開発をやるというのは、宇治川を1秒間に1,000トン放流すると、そのためにやるわけで、そうなりますと、宇治川堤防がますます危険になるということは、もう誰が考えても明らかです。

だから、そういう面からして、1,500トン放流の必要性はあまり感じられないわけなので、ここは市が考えている方向性については、僕の考えとしては違いますので、やっぱり宇治川の流量については、1秒間に1,300以上流してはならないという方向で意見を上げるべきではないかなと考えております。意見がありましたらお願いします。

それと、もう1つですけど、25番の高齢者の福祉サービスのところですけど、昨今、家族の方も役所の方も実態をつかんでいない100歳以上の方が全国では200人を超えるというふうにも言われておりますし、高齢者のひとり暮らしや虐待の問題も深刻になっておりますので、現況と課題の部分にそういうことも記載をしてはどうかなと思います。

以上です。

【川本委員長】 ありがとうございます。

今、4点ご意見をちょうだいしたわけですが、どういたしましょうか。事務局から何かございますか。基本的には、こういうご意見を踏まえて、これから部会でさらに詰めていただくということかなという気もいたしておりますけれども、そういうことでよろしいのか、それとも何か事務局からここで……。もしご答弁がありましたらお願いします。

【事務局(中上)】 一番最初にいただきました大分類のところの大分類名でありますとか、その中の記述につきましては、せんだって7月1日に開催をいただきました総合計画審議会のほうで一定取りまとめをいただいたということでございますので、基本的にはこの形で行かせていただきたいと考えておりますが、今おっしゃっていただいた資料につきましては、後でまたご提案させていただくんですけれども、この形で第5総合計画の初案という形でパブリックコメントを実施させていただきたいと考えております。そのパブリックコメントのご意見等を踏まえまして、もう一度そのご意見等を各部会にもフィードバックをさせていただきますし、その中の論議で、また全体会として名称を変更するというのであれば、それはそれでいいかと思いますが、いったんこの論議につきましては、総合計画審議会として取りまとめをいただいたという形で私どもは理解をいたしております。

それと、あとの、今おっしゃった高齢者サービスの中身でありますとか、そういった部分については、先ほど申しましたとおり、部会の中で論議を掘り下げていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【川本委員長】 ありがとうございます。

向野委員さん、いかがでございましょうか。

【向野委員】 これまで3人の方が1人の高齢者を支えるとかいうことを言っておりますが、そういった支えるという考え方について、現実とは合わないので、その表現については改めたほうがいいのではないかなと思うんですけど、それについて。

【川本委員長】 事務局もあるんですが、ほかの委員さんで何かご意見があれば、むしろ、せっかく……。先ほど手を挙げていらっしゃった。ぜひ。すいません、遅くなりました。

【池内委員】 池内です。

今までの説明を聞いての感想なんですけども、小分類を非常に事細かく具体的に、今後の取組の方向を書いてある部分と、非常に抽象的でありあまり変わり映えのしないものがあるんですね。これについては、やはりもう少し3年間の具体的な取り組みについての内容をわかりやすく出すべきではないかと思います。

例えば1ページの地球環境対策の推進のところですけども、これは鳩山政権ができたとき、2020年に、対90年比25%の削減という方針を出しておるわけですけども、そういうことからしますと、2012年までには13%ですか、これが果たしてどうなるかなという、やはりそのための具体的な方策を出していく必要があるのではないかなと思いますし、地球規模の問題を扱うにすれば、市役所の環境対策だけでいいんだろうかなと、そんな気もいたしますので、その辺はもう少し丁寧な具体的な進め方を書かれてはどうかと思います。

それから、実はきょうも地方紙に載っておったわけですけども、森林の保全のところ、地方紙には、この間、ナラとかシイとかカシの木がカシノナガキクイムシによって枯れてきているということで報道されておりました。これはこの記事にも書いてありますけれども、この総計審の中で、私のすぐお一人あけて高原先生のほうも2008年におっしゃっているけれども、実際具体的な対応は私はされていなかったのではないかなと。

だから、ここに森林の保全ということでもうまいこと書いてあるんですけども、実際それが有言実行されていくのかなと、これは1つの例なんですけれども、ほかのことも含めまして、やはり総計審で発言された内容、そして、それが非常に当局としても重要な課題であるということ認識されたら、やはり具体的に手を打っていく、このことが必要なのではないかなと感じました。その辺について、お考えというか感想を聞かせていただきたいと思います。

最後になりますけれども、昨今、児童虐待とかあるいは高齢者の虐待、それから放置とか、ネグレクトというような問題もあるんですけども、やはり相談窓口、市政だより等でもかなり子供、児童ということでは大きく報道もしていただいていますけれども、市民からすれば、もう少しより具体的に児童相談所とか学校、保育所、幼稚園等の連携とか、あるいは地域の民生児童委員、あるいはまた学校福祉委員等との連携なんかを、そういうものをもう少し具体的に、より鮮明に出してもいいのではないかなと、これは意見だけ申し上げて、終わります。

【川本委員長】 ありがとうございます。

どういたしましょうか。向野委員さんから高齢者の問題、65歳以上だっただけ支えているんじゃないかという問題提起、それから、池内委員さんから3点、地球環境課と林業の問題と、また最後に高齢者の問題というふうにご意見が出ておりますけれども、これは、このまま部会に

下ろすということによろしいですか。それとも、事務局のほうで、もう1回、そういうことを踏まえて何かお考えいただくというようなことになるのでしょうか。もし何かお答え……。よろしくをお願いします。

【川端副市長】 副市長です。

向野委員さんからもいろいろご指摘がありましたけども、池内委員さんからあった有言実行という部分、この部分は大きな、ある意味では私ども行政に課せられる役割という部分では大切な部分なので、ここを私の立場でお答えさせていただきたいと思っています。

1つの例としては、きょう地方紙にありましたナラ枯れというものも確かに早くから指摘をいただいております。この場でもいただいております。そういうことから、果たしてどういう対応をしてきたかということをお問われているわけですが、私がお答えさせていただきますのは、この総合計画として、向こう11年間、宇治市の向かうべき方向性をここで議論させていただいて、今まさに23年度、ここで取り組もうという、その具体性をどう出していくか、そして、その実行性が伴うかどうかという部分ですので、私がお答えさせていただくということでございます。

まず、書きぶりがいろいろあるのではないかとご指摘も受けております。今言いましたように、この総合計画第5次は、向こう11年間、その中で3年、4年、4年という実際に実行性のあるという意味では、あまり長期間というわけにはいきませんから、いわゆる昔でいう実施計画的なものを当面3年間、それが方向性という意味では取組の方向ということになるわけですが、まさにその取組の方向をどういうことを定めるかということについては、左側でございます現況と課題、それぞれの分類ごとに、宇治市がどういう現状にあって、課題を抱えているか、それをどのような期間で、どのようなレベルで、どのような人を対象に解消するか、そのためにはどういう施策を3年間に打たなければいけないかということを考えて、これは事務局として、素案の素案的なものを出させていただいております。したがって、今おっしゃいますように、現況の認識にずれがあるとか、あるいは今急がれるのはこの分野ではなくこちらではないかと、こういうところこそ、まさにこの総合審議会の全体会議もしくは専門部会で議論をしていただき、具体的には、例えば取組の方向には、この方向ではなくてこうだよとか、あるいはこういうものを新たに追加すべきだとか、これは削除し、こちらを優先すべきだとか、こういう議論をしていただきたいという思いが実はございます。

じゃ、皆さんに全部お任せかということをおっしゃっているわけではございません。基本的に行政のスタンスはここで一応あらわしておりますので、今いろいろ耳の痛い話も聞いておるわけでございますので、まさにそういう意見をいただく中で、そして、後ほどありますがパブリックコメントも実施する中で、やはり難しいかもしれないけれども、やらなければいけないものはやらなきゃいけない、こういうことははっきりと書き込まなきゃいけないという、そういう認識でおりますので、やっぱりここで皆さんの方向を出されたもの、そして、我々としては、それを具体的に実施に移す、そのための予算も確保する、そういうことが我々に課せられた役割というふうに認識をいたしておりますので、そういう観点でまたどしどし意見をいただければ

と思っております。まず、そういうスタンスだけご理解ください。

【川本委員長】 ありがとうございます。

副市長さんから有言実行するんだというご決意のお話がありましたので、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

向野委員さんもよろしゅうございますか。池内委員さんもよろしゅうございますか。はい、どうぞ。

【高原委員】 先ほどナラ枯れの話が少し出ましたので、長い計画の中で、今ここで審議しておられることは、そういう先の方向を論じて、いろんなことを実行していただくということをお話しいただいているわけですが、このナラ枯れだけではないですけども、やはりいろんな急務のことに於いてのフットワークをよくしていただかないといけないというお話ではないのかなという気はするんですね。

私は市民環境部会の部会長をさせていただいて、13ページのところの文章なども検討させていただいて、先ほどのナラ枯れのことの中にもこの中にうたってあるんですけども、現在、宇治市の関係のところでご検討といいますか、動いていただいているとは思っているんですが、この問題に関しては、現在こういうふうに書いている場合ではないという状況ですね。ほんとうに課題というものではなくて、即対応しないと、皆さんご存じのように、京都市内、大変なことになっておりますので、これが、皆さん京都市内を見ていただいたら、来年、再来年は宇治川の一番景観のいいところが真っ赤になるということが予想できるわけですね。今年ほんとうに頑張ってやらないと、どこまで防げるかわからないですけど、やらないといけないという意味で、この問題だけじゃなくて、いろんな問題が起こったときの課題とかいっているようなところではなくて、フットワークをよくして即対応するというような体制も必要だというお話ではないのかなと思います。

【川本委員長】 ありがとうございます。

その辺はご意見ということで、引き続き先ほどの副市長さんのコメントに関連してということでもよろしゅうございますですね。

向野委員さんは、ちょっとまだ言い足りないというか、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

【向野委員】 部会で説明するという問題ではないので、これはこの場で、こういうふうを考えるということは述べていただかないと、どの部会でどういうふうに説明されるのかわかりませんので、お願いしたいと思います。

【川本委員長】 委員さんのほうからは、別にそれに対して何かございませうか。いや、自分は違うんだみたいな。よろしゅうございますか。

じゃ、その辺はどういたしましょうか。

はい、お願いします。

【岸本政策経営部長】 政策経営部の岸本でございます。

基本構想につきましては、先ほど事務局の中上も申し上げましたように、いったんこれで全

体会で何度か、それから各部会でもご議論いただいて、一定の宇治市としての初案的なものとして基本構想をまとめさせていただいたと我々は思っておりますので、これでパブリックコメントも実施し、今後最終的に総合計画審議会としての答申案をいただくまでの間に、どうしてもそういったところ辺で文言や表現の修正をするべきだ、もっとより適切な表現にするべきだということが最終案にまとまってまいりましたら、その時点で修正をさせていただきたいと思いますが、今のところにつきましては、この間、取りまとめをする中では、そういったご指摘は、私が思っている限りではなくて、きょう初めていただいたご意見ではないかと思っておりますので、今回のパブコメを実施するに当たりましては、この形で行かせていただけたらと思っております。

【川本委員長】 ありがとうございます。

だから、パブリックコメントと部会の議論でいかがであろうかというのが事務局のご答弁なわけで、この委員会でも、ほかの委員さんのご意見はちょっと出ていないものですから、どういたしましょう。その点にご不満ですか。

【向野委員】 僕が改めてお聞きしたいといった、現在は3.1人で1人の高齢者を支えていると、そういう65歳以上の方が現実にはたくさん働いておられて、15歳から64歳までの方でも就労されていない方もたくさんおりますし、そういう表現の仕方自体が実態に合わないのではないかなということについて、どういうふうに思っておられるかお聞きしたいということです。

【川本委員長】 事務局のほうでお答えいただけますか。

【事務局（中上）】 向野委員さんがおっしゃっているのが、基本構想部分の4ページでの表の表現についておっしゃっているかとは思いますが、あくまでもこれは人口形態をゼロから15、ゼロから22、22から64とした場合、これぐらいの人数体系になりますよという例示でございますので、考え方、見方ということについてはいろいろあるかと思っておりますけれども、今回の基本構想につきましても、今まで、一般にいう生産年齢人口だけでは、なかなか実際の生産年齢人口に合っていないので、あえて今定義されていない23歳から64歳を設定したらこういう形になりますという、私どもとしては、一歩進んで表現させていただいたかなというふうにも思っておりますので、あくまでも数値で現状を示したと理解をいただければありがたいと思っております。よろしくお願いたします。

【川本委員長】 生産人口年齢という定義が一応あるので、現状はよくわかるんですが、ご理解賜ればということでよろしいですかね。

それじゃ、大分質疑出尽くしたような気もいたしますので、もちろんもう1回後に戻る時間がございますので、続きまして、34ページからの大分類4からということで、引き続き事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局（中上）】 事務局の中上でございます。

それでは、続きまして、大分類4からご説明申し上げます。

34ページをお願いいたします。

「大分類4 生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち」「中分類1 学校教育の充実」「小分類1 幼稚園、小・中学校教育の充実」でございます。ここでは、以前お示しをいたしておりました現況と課題が、他の小分類の現況と課題に比べて文章が長くなっておりましたことから、文章を整理し、簡潔に表現をいたしました。また、最後の段落に、「就学前教育のあり方検討委員会や中学校昼食検討委員会の検討結果等」の記述を追加いたしております。

また、ここでの目標を「確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むため、小中一貫教育の推進をはじめ、教育内容の充実を図ります」とし、これらの取組の方向として、「小中一環教育の推進」「『生きる力』を育む学校教育の充実」「健康安全教育・給食の充実」「教職員の意識改革と指導力の向上」「就学援助・就園助成の実施」「地域と連携した開かれた学校づくり」「多様化する就学前教育ニーズへの対応」「学校規模適正化の推進」の8点を挙げております。

次に、35ページをお願いいたします。

「小分類2 学校教育環境の充実」でございます。ここでは、現況と課題の1段落目、「学校施設の耐震化と空調機の設置をはじめとした施設改修」についての文章を整理いたしますとともに、次の段落で、「(仮称)第一小中一貫校の整備」についての記述を追加いたしております。

また、ここでの目標を「学校教育環境の充実のため、老朽化対策や耐震補強などを進めます。また、高度情報化に対応した学校教育のICT化を推進するための整備を行います」とし、これらの取組の方向として「耐震化の推進」「学校施設環境の充実」「学校教育のICT化の推進」「小中一貫校の整備」の4点を挙げております。

次に、36ページをお願いいたします。

「小分類3 青少年の健全育成」でございます。ここでは目標を「青少年がたくましく心豊かに、また地域社会の一員として、創造性豊かで協調性のある人間として成長できるよう多様な取組を進めます」とし、これらの取組の方向といたしまして、「社会全体で連携した青少年の健全育成」「青少年非行防止活動の推進」「不登校児童・生徒への対応」「指導者、団体の育成・支援」「青少年支援拠点のあり方の検討」の5点を挙げております。

次に、37ページをお願いいたします。

「中分類2 生涯学習の充実」「小分類1 生涯学習の推進」でございます。ここでは、教育的施設であります総合野外活動センターについて、現況と課題の3段落目に記述を追加いたしております。

また、ここでの目標を「高度化、多様化する生涯学習のニーズに対応するため、関係機関・団体等と連携を図りながら、市民の自主的、自発的な学習活動を促進します。また、市民の経験や習得した学習成果を地域、社会に還元できるシステムづくりを進めます」とし、これらの取組の方向として、「生涯学習推進体制の充実」「家庭・地域社会の教育力の向上」「生涯学習センター、公民館活動の充実」「読書活動の推進、図書館の充実」「青少年センター活動の充実」「総合野外活動センターの充実」「ワーク・ライフ・バランスの充実」の7点を挙げておりま

す。

次に、38ページ、「小分類2 スポーツ・レクリエーションの普及」でございます。

ここでは、スポーツ、レクリエーション活動の支援についての記述を追加いたしております。また、ここでの目標を「スポーツ・レクリエーションに対するニーズの高まりに対応するため、各種事業の実施、普及啓発を図るとともに、関係団体等との連携を図りながら、市民の主体的な活動を支援します」とし、これらの取組の方向として、「スポーツ・レクリエーションの機会の提供」「指導者等の育成・関係団体等への支援」「スポーツの場の充実や情報の提供」の3点を挙げております。

次に、39ページをお願いいたします。

「小分類3 歴史資料の充実・普及」でございます。ここでは目標を「本市の恵まれた歴史・文化資産を次世代へ受け継いでいくため、歴史資料等の調査と収集・保存に努め、市民への普及啓発を図ります」とし、これらの取組の方向として、「生涯学習関係施設との連携、歴史資料等の調査と収集・保存」「歴史資料館の充実」「源氏物語ミュージアムの充実」の4点を挙げております。

続きまして、大分類が変わりまして「大分類5 歴史香るみどりゆたかで快適なまち」に移らせていただきます。

40ページをお願いいたします。

「中分類1 みどりとうるおいのある環境整備」「小分類1 みどりの保全・緑化の推進」でございます。ここでは目標を「市民がみどりと潤いのある環境を実感できるよう、市街地を中心として、市民と一体となったみどりの保全と創出に努めます」とし、これらの取組の方向として、「みどりの保全・緑化の推進」「緑化の普及・啓発」「緑化活動への支援」の3点を挙げております。

次に、41ページをお願いいたします。

「小分類2 公園・緑地の有効活用」でございます。ここでは、現況と課題の2段落目に、「黄檗公園、西宇治公園などの地区公園の整備の必要性和身近な街区公園の機能の見直し」について追加して記述をいたしますとともに、最後の段落で「長寿命化の観点から公園施設の整備に努める必要性」についても追記をいたしております。

また、ここでの目標を「市民が潤いとやすらぎのある生活空間として公園・緑地を有効活用できるよう、公園の整備と機能強化に努めます」とし、これらの取組の方向として「公園・緑地の整備」「公園・緑地の適正な管理」「植物公園の活用」「黄檗公園・西宇治公園の活用」の4点を挙げております。

次に、42ページをお願いいたします。

「中分類2 歴史と景観が調和したまちづくり」「小分類1 歴史と調和したまちづくり」でございます。ここでは目標を「歴史と調和したまちづくりを進めるため、地域の歴史・文化・伝統により形成された宇治の文化的景観を保全し、まちづくりに活用するとともに、宇治川太閤堤跡を拠点とした総合的なまちづくりに努めます」とし、これらの取組の方向として、「宇

治川太閤堤跡の保全・活用」「重要文化的景観の保存・活用」「歴史と調和した取組の推進」の3点を挙げております。

次に、43ページをお願いいたします。

「小分類2 都市景観の形成」でございます。ここでは目標を「歴史・文化資源と調和した良好な都市景観の形成を図るため、地域住民の主体的な取組を支援し、住環境整備、景観保全を図ります」とし、これらの取組の方向として「都市景観の保全」「景観形成活動への支援」の2点を挙げております。

次に、44ページをお願いいたします。

「小分類3 文化財保護と伝統文化の継承」でございます。ここでは目標を「貴重な文化財及び伝統文化を次代に継承していくため、その重要性についての市民理解を深める取組を推進するとともに、保全活用に関する取組を推進します。また、市民と行政が協働して文化財防災に関する取組を推進します」とし、これらの取組の方向として、「文化財の保護・活用」「埋蔵文化財の保護」「伝統文化の継承と支援」「文化財防災の推進」の4点を挙げております。

次に、45ページをお願いいたします。

「中分類3 快適な都市交通とバリアフリーのまちづくり」「小分類1 交通安全とバリアフリーの推進」でございます。ここでは、現況と課題で交通量が増加していること、自家用車の保有台数が増加していることを記述いたしておりましたが、交通量が増加している路線と減少している路線がそれぞれあること、また、保有台数は近年減少傾向に転じておりますことから、これらを削除いたしました。なお、高齢者の事故の割合が増加していることについて追加して記述をいたしております。

また、ここでの目標を「子どもから高齢者まで安心して移動することができるよう、交通安全に向けた取組と公共施設のバリアフリー化に努めます」とし、これらの取組の方向として、「交通安全対策の充実」「駐車秩序の確立」「バリアフリー化の推進・促進」の3点を挙げております。

次に、46ページをお願いいたします。

「小分類2 公共交通機関の整備促進」でございます。ここでは、現況と課題の最後の段落に「バスと鉄道の連携を促進する」という記述を追加いたしております。また、ここでの目標を「自動車交通から公共交通機関への利用促進を図るため、公共交通機関の利用環境及びサービスの向上を促進します」とし、これらの取組の方向として、「鉄道輸送力の増強」「バス交通の確保」の2点を挙げております。

次に、47ページをお願いいたします。

「中分類4 良好な市街地・都市基盤施設の整備」「小分類1 良好な市街地の形成」でございます。以前は小分類6として「土地利用の規制・誘導」として設定いたしておりましたが、「宇治市全体の特徴と都市計画の考え方について」を記述するため、小分類名を「良好な市街地の形成」に変更し、中分類の冒頭に位置づけたものでございます。また、都市計画、まちづくりの考え方として「宇治市まちづくり・景観条例に基づき、市民、事業者、行政が連携・協

働して、地域の特徴を活かし調和を図りながら、まちづくりを進める」ことについて、現況と課題に記述をいたしております。ここでの目標を「良好な市街地の形成を図るため、都市計画の方針を明確にして規制・誘導策を活用しつつ、市街地整備に取り組むとともに、市民、事業者、行政が協働して地域の特性を活かしたまちづくりに取り組みます」とし、これらの取組の方向として、「計画的な都市施設・都市基盤の整備」「協働によるまちづくりの促進」「土地利用の規制・誘導」「適正な建築物の確保」の4点を挙げております。

次に、48ページをお願いいたします。

「小分類2 道路の整備」でございます。ここでは現況と課題で、「今後の道路網の整備について、市民意見等も踏まえ、必要性・緊急性などから優先度の設定を、財政状況を勘案する中で具体策を検討する」という記述を追加いたしております。また、ここでの目標を「安全で快適な道路環境を整備するため、道路の機能及び役割を明確にすることにより、交通需要や利用者のニーズに応じた整備を推進するとともに、適切な維持管理に努めます」とし、これらの取組の方向として、「道路の整備」「道路の改良」「道路の適正な管理」「私道整備の促進」の4点を挙げております。

次に、49ページをお願いいたします。

「小分類3 河川・排水路の整備」でございます。ここでは目標を「局地的豪雨等による浸水被害を防ぐため、国及び京都府が管理する河川改修の促進を要望するとともに、河川・排水路の改修及び雨水流出抑制策を推進します」とし、これらの取組の方向として、「河川・排水路の改修」「河川・排水路の適正な管理」「広域の治水対策の促進」「流出抑制の推進」の4点を挙げております。

次に、50ページをお願いいたします。

「小分類4 住宅の整備」でございます。ここでは目標を「市民の多様な住宅ニーズに対応するよう、安全で快適な住宅の形成を促進するとともに、公営住宅の有効的なストック活用と良好な住環境への整備に努めます」とし、これらの取組の方向として、「市営住宅の適正な管理」「福祉分野との連携」「良好な住環境への情報提供」の3点を挙げております。

次に、51ページをお願いいたします。

「小分類5 上水道の整備」でございます。ここでは、現況と課題の最後の段落に、「簡易水道事業の水量不足や原水の硬度上昇などの課題から、安定した水道水の供給が求められている」ことについて記述を追加いたしております。また、ここでの目標を「安全で、安心して暮らせる水道水の供給という基本理念に基づき、将来の水需要に対応した効率的・効果的な水道事業の運営に努めます」とし、これらの取組の方向として、「適正な水質管理」「水の安定供給」「環境に配慮した事業運営」「計画的・効率的な健全経営」「山間地域への安定した水の供給」の5点を挙げております。

次に、52ページをお願いいたします。

「小分類6 下水道（汚水・雨水）の整備」でございます。ここでは目標を「快適な生活環境への改善及び公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の施設整備を進めるとともに、

効率的な事業運営による経営の健全化に努めます」とし、これらの取組の方向として、「公共下水道の整備」「公共下水道の適正な管理」「水洗化の促進」「計画的・効率的な健全経営」の4点を挙げております。

続きまして、大分類が変わりまして、「大分類6 信頼される都市経営のまち」に移らせていただきます。

53ページをお願いいたします。

「中分類1 市民参加の機会と情報提供の充実」「小分類1 市民参加システムの確立」でございます。ここでは、現況と課題の最後の段落に、「行政ニーズが高度化・多様化し、増え続ける中、これまでの行政サービスの提供に加え、市民・地域住民自らが公共的なサービスの提供に参画、協働して取組が求められている」ことについて記述をいたしております。

また、ここでの目標を「幅広い市民の要望や意見を市政に活かしていくため、各種事業への市民参画を進めます」とし、これらの取組の方向といたしまして、「市民参画機会の拡充」「協働する地域社会の構築の促進」の2点を挙げております。

次に54ページ、「小分類2 情報公開の充実」でございますが、ここでは目標を「市民の『知る権利』を保障し、市民への説明責任を果たすため、市民に対し市政のさまざまな情報の公開を積極的に進めます」とし、これらの取組の方向として、「市政情報の提供の充実」「市統計データの公表」「個人情報保護の徹底」の3点を挙げております。

次に、55ページをお願いいたします。

「小分類3 広報・広聴活動の充実」でございます。ここでは目標を「市民と行政のコミュニケーションを図るため、広報・広聴活動を充実します」とし、これらの取組の方向として、「市政だよりの発行」「市ホームページの充実」「各種放送での広報」「市民へのきめ細やかな広報」「広聴活動の充実」の5点を挙げております。

次に、56ページをお願いいたします。

「小分類4 行政情報化の推進」でございます。ここでは目標を「事務の効率化を図るため、電算システムの導入を推進するとともに、セキュリティ対策を進めます」とし、これらの取組の方向として、「電算システムの積極導入」「行政情報のセキュリティ対策」「インターネット利用申請の導入」の3点を挙げております。

次に、57ページをお願いいたします。

「中分類2 国際化の推進と平和への貢献」「小分類1 国際化・広域交流活動の推進」でございます。ここでは、現況と課題の中ほどで、「数多くの歴史・文化遺産が存在する本市には、海外のさまざまな都市から交流希望がある」ことについて記述を追加いたしております。また、ここでの目標を「市民の国際感覚の醸成やふるさと意識の高揚のため、活発な市民間交流を促進します」とし、これらの取組の方向といたしまして、「友好都市との交流」「国際交流団体等への支援」「来訪者の歓迎」「他都市との交流の促進」の4点を挙げております。

次に、58ページをお願いいたします。

「小分類2 平和への貢献」でございます。ここでは目標を「世界の恒久平和を最大の願い

として、二度と戦争をしない、させない国際社会づくりに取り組みます」とし、これらの取組の方向として、「市民啓発事業の実施」「核兵器廃絶への取組」の2点を挙げております。

続いて、59ページをお願いいたします。

「中分類3 行政改革・適正な行政運営の推進」「小分類1 地方主権の確立」でございます。この小分類名は、以前「地方分権の推進」といたしておりましたが、今日の国と地方をめぐむ状況から、「分権を推進」するのではなく、「地方が主権を持ち、これを確立」するとした考えから、小分類名を変更し、現況と課題の中ほどで、「本年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱等」について記述を追加いたしております。

また、地方主権に伴いまして都市間での競争も激しくなると考えられますことから、「これらに対して、宇治の魅力や独自性を高めることが求められる」とした記述も追加をいたしております。

また、ここでの目標を「地方主権社会に適応した、個性豊かな活力ある地域社会の実現に努めます」とし、これらの取組の方向として、「地方主権の確立」「基礎自治体としてのあり方の検討」「『宇治』の魅力向上への取組」の3点を挙げております。

次に、60ページでございます。

「小分類2 行政改革の推進」でございます。ここでは目標を『『最小の経費で最大の効果を挙げる』との基本原則に基づき、行政改革に取り組みます」とし、これらの取組の方向として、「市民サービスの充実」「定数・給与の適正管理」「効率的で効果的な行財政運営」「民間活力の活用」の4点を挙げております。

続きまして、61ページをお願いいたします。

「小分類3 行政サービスの充実」でございます。ここでは、現況と課題の最後の段落に「地方分権・主権」に関する記述をしておりましたが、「小分類1 行政サービスの充実」のところで重複しておりましたことから、この小分類での記述を削除いたしております。

また、ここでの目標を「多様な市民ニーズに対応するとともに、利便性の向上を図るため、行政サービスの充実・改善に努めます」とし、これらの取組の方向として、「行政サービスの充実・改善」「窓口サービスの充実」の2点を挙げております。

次に、62ページをお願いいたします。

「小分類4 計画的・効率的な行財政運営の確立」でございます。ここでは目標を「安定的で持続可能な財政基盤を維持するため、戦略的な行財政運営に努めます」とし、これらの取組の方向として、「総合計画の実現」「健全財政の堅持」「市民へのわかりやすい事業説明の実施」「税収の確保」「自主財源の確保」の5点を挙げております。

最後に、63ページをお願いいたします。

「小分類5 効果的な組織機構の確立と職員の人材育成」でございます。ここでは目標を「市民から信頼される市役所をめざして、計画的な人材育成を推進するとともに、柔軟な組織機構への見直しを図ります」とし、これらの取組の方向といたしまして、「計画的な人材育成」「柔軟で弾力的な組織機構の確立」の2点を挙げております。

以上、中期計画の大分類4から大分類6までの説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

【川本委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明をいただきました大分類4から最後まで、その点につきましてご意見、ご質問を承りたいと思います。何かございましたら挙手でお願いいたします。

【吉田利一委員】 さっきの分でかまいませんか。

【川本委員長】 どうしましょう。戻りますけれども、ちょっと最初は……。

【吉田利一委員】 そうですか。

【川本委員長】 よろしいですか。すいません。一応大分類の4から6までで承って、その後、もちろん戻りますので。よろしいですか、もうちょっとお待ちいただいて。

何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

【石崎委員】 石崎といいます。

37ページの生涯学習の充実なんですけども、ここでいろいろと書かれているので、ホームページとか、この前、インターネットを使って花火が見られるように、家にいて、雨が降っているから非常に便利だったんですね。同じような形で、学習をいろいろと開けてもらって、家にいて、今、暑い中でしたら、いろいろ勉強ができるような体制を組んでもらっているんですよ。それも検討されていると思うんですけども、こちら辺に書かれていないので、部会の論議のときに検討、論議していただきたいなど、その辺を入れてもらえれば、結構インターネットとかITCとか、今言われていますので、この辺にも字句を入れていただければ、ああ、ここも入れてやれるんやなという気になりますので、よろしくご検討をお願いします。

【川本委員長】 これはご要望ということで、事務局のほうでもひとつよろしくお願い申し上げます。

ほかに何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

【山中委員】 山中です。教育部門を担当しております。

35ページなんですけれど、トイレやライフラインの改修工事などを行っていただけるということになっていますが、学校などに行く機会がたまにありまして、学校に行きますと、トイレなどがすごく汚くて、廊下もとても汚いことが多々あります。ですので、清掃活動ということに対して、宇治市のほうから力を入れていただいて、子供たちがトイレをきれいに清掃する、そして気持ちよく過ごす、そういうことを教えてほしいなとか、そういうのを取組の方向に入れていただきたいなと思います。

以上です。

【川本委員長】 ありがとうございます。

これもご要望ということで出ておりますが、何かお答え、特にはございませんか。よろしゅうございますね。山中委員さん、よろしゅうございますか。ご要望ということで、事務局のほうに投げられたと理解しております。

はい、どうぞ。

【高原委員】 高原です。

46ページなんですけども、公共交通機関の整備促進というところで、何年か前に一度同じようなことをお聞きしたことがございますけども、取組の方向とかいうところにも同じように出てきますけども、JR奈良線の全線複線化というのは目標としては非常にうれしいことなんですけども、それよりも新駅の設置のほうが市民にとっては、今、必要なんじゃないかなという気がするんですね。あまり具体的なことを言うと、私、自分が住んでいるところに関連するようなことになるのでいけませんけども、現実、数字で申しますと、木幡－黄檗間は非常に短いんですけども、黄檗－宇治間というのは非常に長い。宇治の中で極端に長いところで、奈良線の中でも長いうちの1つじゃないかと思うんですけど。いろいろ事情はあると思うんですけど、複線化とそれが関連するんだらうとは思いますが、複線が大きな目標というのは、これは宇治だけではなくて奈良線全体の問題だらうと思いがたんですけども、宇治の市民から見ると、小倉駅ができて、それは1ついいことなんですけども、非常に新しい住宅地がたくさんできているにも関わらず、新駅ができない。もしくは京阪とJRの連絡が、横にあるのに連絡がないというような問題を、ある程度時間のかかることだと思いがたんですけども、文字が全く出てこないところは、複線化すればそれで全部がうまくいくということなんではないでしょうか。

【川本委員長】 何か関連は……。いかがでございましょうか。何か事務局のほうからお答えございますか。それとも要望ということにするか。どういたしましょう。

【小川都市整備部長】 都市整備部の小川でございます。

この取り組みの中でのJRの複線化につきましては、かつて京都府のほうも、奈良線複線化について整備区間を検討しているということが出ておりますので、私どもは、また、その辺の状況を、全体を見る中で、奈良線の複線化を伴う中での輸送力を増強していきたいと思っておりますので、あえて新駅につきましては、私どものほうは全線の複線化をセットで考えておりますので、あえて、まだ、今の段階では、今後どういう方向になるかは、それを見きわめた中で検討していきたいと考えておりますので、ここの記述の方向についてはこの程度でとめさせていただきますというふうにご理解のほうよろしくお願いいたします。

【川本委員長】 いかがでございましょう。

はい、どうぞ。

【高原委員】 今おっしゃっていただいたように、この複線化という意味は、今の新駅も含めたことが入っていると理解してよろしいのでしょうかね。今ご説明いただいたのは、そういう内容だったと思うんですけども。

【川本委員長】 事務局、お願いいたします。

【川端副市長】 副市長です。

非常に微妙な問題ですので、担当部長も言葉を慎重に選んだわけですが、委員がおっしゃいますように、このJR奈良線全線複線化の中には、実はいろんなことが含まれております。そのいろんなことが含まれているということでご理解をいただきたいなと思っております。

これは本市の市議会も超党派でご要望いただいております。黄檗－宇治間に新駅設置というこ

とで。我々、対議会というのは失礼かもしれませんが。対市民の皆さんに対しての答え方の中には、JRの全線複線化、これとセットで考えたい、これは今部長が答えましたが、その範囲を今出ておりませんので、この中にはその点ももちろん含まれていると、このように受けとめていただければと思っております。

【川本委員長】 よろしゅうございますか。

どうぞ。

【中村委員】 中村です。

委員としてというか、母親としてお願いしたいことがあるんですが、35ページの学校の施設環境についてなんですけども、「空調機設置をはじめ」とかあるじゃないですか。9月1日から学校が始まるんですけども、子供たちの学校には、職員室と図書室にはクーラーがあるんですけども、教室にはないんです。それも扇風機1台とかそんなんで、風の当たる子と当たらない子がいたりとかして、結局6年生の教室では扇風機なしの状態みたいなんです。できたら早急に何とか、熱中症で倒れている人とか亡くなっている人もいるので、子供の命がすごい母親として心配で心配で仕方ないんです。学校が始まるのに合わせて、何とか早急に対応してもらえないでしょうか。

【川本委員長】 これはかなり緊急なご要望が出ましたが、いかがでございましょうか。

お願いします。

【栢木教育部長】 教育部長の栢木でございます。

ただいま小学校、中学校の空調機の設置のご要望ということでございますけれども、市といたしましても、今日の環境の変化、また、夏季の子供たちの学習支援、また、あわせて、やはり耐震工事によりまして風通しが悪くなるとか、そういったいろいろな観点から、今年度から計画的に各学校の普通教室にクーラーを設置するという計画を打ち出しております。

当面、今年度は、小学校6校と中学校1校に、この9月1日から稼働するというので、今、準備を進めておるところでございます。全市内の小中学校にできるだけタイムラグをつくらないように、耐震との関係もございますけれども、そういった部分について、できるだけ早く整備を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【川本委員長】 ありがとうございます。

中村委員さん、よろしゅうございますでしょうか。

【中村委員】 すいませんが、急いでお願いします。10月ぐらいまで暑いという話なので、運動会の練習もあるし、ほんとうに宇治市のお母さん方はみんなそう思っていると思うので、よろしくをお願いします。

【川本委員長】 中村委員さん、じゃ、そういうことで、ご要望はしっかり市当局のほうに伝わったという理解でいきたいと思いますが、よろしゅうございますね。

それじゃ、大分意見も出ているように思いますので、全体を通して……。

この大分類4からということで。吉田委員さん、申しわけない。

【桑原委員】 桑原でございます。

2点だけ、部会でご検討いただければありがたいなという気がしております、歩きやすいまちづくりとか何かといろいろ書いてあるんですけど、バリアフリーとか、そういうインフラ投資の前に、できれば歩行者優先道路みたいなものを生活道路のところに指定していただいて、そこはあくまでも車は通ってもいいけども人間が優先なんだと、そういうような社会をつくっていただいて、スピード制限もかなりきつくして、そういう安心して歩けるまちというのを広げていただくようなことを部会でご検討いただければありがたいなということが1つ。

それから、もう1つは、友好都市のことなんですけど、前もどなたか議員さんからご質問があつて、聞いていて、あれっと思ったんですけど、これ、無原則的にいろんなところと友好都市関係を結んでいくと、非常に何が何だかわからなくなりますので、ぜひ一遍部会で、友好都市をどういう基準で選択していったら、その効果を、何を求めていくのかということをよくご議論いただきたいなということがあります。

それと、もう1つあわせて、ここの部分での部会でご議論いただきたいのは、この前申し上げましたように、外人との交流云々と言わなくても、とにかく黄檗に学生がたくさん来ていますので、そういう人たちとの交流をどうするのかという問題も部会で議論に入れていただければありがたいなと、お願いします。

【川本委員長】 ありがとうございました。

道路の問題は、歩行者優先道路、これは48ページに絡む話でございますね。それから、国際交流は57ページということで、これはご要望として、部会でこれを少し取り上げていただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

【木村光長委員】 体育協会の木村です。

38ページ、スポーツ・レクリエーションの普及、この件について1点だけお尋ねいたします。

具体的なことは、また部会のほうで聞かせていただきます。

まず、現況と課題でまとめられております内容、非常に経過も細かく、わかりやすくまとめられております。課題のところ、「今後は各施設において、計画的な改修の検討が必要になります」以下云々とあります。この点なんですけれども、この点に関わって、取組の方向で3点あるんですけども、施設の改修を具体的にどのような方向でなされるのか、その辺をちょっと聞かせてほしいと思います。これは体育協会もそうなんですけども、宇治市のスポーツ界におきましても、新設については、22年度に立派なグラウンドゴルフ場を開設されて、市の取り組みも進められておりますけども、既存の施設の改修は非常に要望の強いものがございまして、体育協会としても、これについては今積極的に取り組んでおります。それとの関係もございまして、1点聞かせてほしいと思います。

【川本委員長】 それじゃ、ただいまのはご質問ということで、いかがでございましょうか。事務局からお答えいただけますでしょうか。お願いいたします。

【岸本政策経営部長】 政策経営部の岸本でございます。

社会資本の再整備ということに関しましては、今委員からご指摘のございましたスポーツ、

体育施設に関わらず、宇治市の公共施設そのもの、これまで数多くの施設を整備してまいったわけですが、せっかくある市民の皆さんの資産でございますから、これを長く有効に活用できるように、これからは計画のどこかの小分類もあったと思うんですが、長寿命化と申しますか、長くよい状態で使っていただけるようなところに手を入れるように心がけていって、そういった施設整備を図って、皆さんの利用の用に供してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

【川本委員長】 よろしゅうございますか、木村委員さん。

はい、ありがとうございました。

それじゃ、大変お待たせしましたけれども、全体を通してということで、吉田委員さん、お待たせしました。

【吉田利一委員】 吉田でございます。

3点ほど、要望で結構ですので、聞いといていただきたいと思います。

まず、大分類3に当たると思うんですけども、市民農園というんですか、貸し農園というんですか、私、見落としているのかもしれませんが、その件がどこにも出ていないと思うんです。ご存じのとおり、貸し農園の需要がものすごく多い。それで、大概後継者不足がありまして、荒廃農地がたくさんあるんですけど、そこが知らない間にいろんな人に貸して、貸し農園みたいな格好になっているんですけど、ほとんどが無届けなんですね。農地法上も問題があると思うので、それはやはり市民農園が少ないからそういうふうになってくると思うので、その点をもっと宇治市はどんどん市民農園、需要があるんやから、どのようにして貸したらいいかということを考えてもらって、対応していただけたらありがたいなと思うんです。

それと、消防に関してですけども、確かに消防の場合は、予防消防と消火消防とあると思うんですけども、予防消防にもやっぱり消防団がものすごく貢献していると思うんです。その消防団の団員が定員割れになっているという事実があると聞いているんですけども、その補充はどのようにして対応されるのか。

それと、もう1点、観光の点なんですけども、実は私、お茶をつくっている関係上、たまに静岡に行くんですけども、先日も静岡の大学院生二、三十人と話をする機会がありまして、10円玉を見せて、「これ、どこやわかりますか」と聞いたら、誰も平等院って知らなかったんです。30人、誰も知らないんですね。やっとなんて、宇治茶知っているかと言ったら、知っていると言ってくれたので、それだけが救いだったんですけども。

宇治の市長も茶と観光の宇治、観光の宇治とよくアピールしてくれはるんですけども、それほど知らないですね。ですから、そのことも頭に入れて観光対策をしていただけたらありがたいなと思うんですけど。

以上です。

【川本委員長】 ありがとうございました。

要望を3点ちょうだいしたわけですが、例えば消防の人員の問題とか、何か事務局のほうから、少しご答弁いただくようなことがありますでしょうか。

お願いいたします。

【谷村消防長】 消防本部の谷村でございます。

消防団の人員の減少という形でございますけれども、21年から、京都府におきましては、消防団の活性化検討委員会というのを設置していただきまして、いろいろ検討をしていただきました。それを受けまして、消防本部も21年度に宇治市消防団の活性化委員会というのを設置いたしまして、消防団の若い方から、また熟年の団員まで、代表を集めまして、現在宇治市の消防団の活性化につきまして、いろいろ議論をしていただいているところでございます。その中には、やはり消防団の定員割れというのがございますので、いかに魅力のある消防団をつくるかということについても、熱心に議論をしていただいているところでございます。

その結果につきましては、今年度も実施をしていただいているんですけれども、今年度末ぐらいには出るかと思っておりますので、ご理解方よろしくお願いいたします。

【川本委員長】 ありがとうございます。

吉田委員さん、よろしゅうございますか。

どうぞ。

【五艘市民環境部長】 市民環境部長の五艘です。

今ご指摘いただきました中で、市民農園のほうにつきましては、11ページの都市近郊型農業の展開というところの取組の方向のところでも少々書かせていただいておりますので、またご論議をいただきたいと思っております。

それから、観光のほうにつきましては、私も幾らか有名と思っておりましたが、今お話を聞きましてショックを受けまして、観光のところでご論議をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

【川本委員長】 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。どうぞ。

【向野委員】 11ページの農業のところですけど、最近全国的にもそうなんですけど、鳥獣被害というのが非常に深刻になっておりまして、宇治市でも白川とか宇治川東のほうとか、それから二尾・池尾の笠取のほうでも非常に深刻になっておりまして、花卉の組合からもそういう鳥獣被害の対策の要望も出されております。

そういう中で、やっぱり林業のところについては鳥獣の問題を書いているんですけど、農業の振興のところについては、そのことが触れられておりませんので、ぜひ入れていただきたいなと思うんです。

それから、34ページの教育のところなんですけど、学校規模と適正化の推進ということになっているんです。文部科学省の諮問機関であります中央教育審議会、その初等中等教育分科会というところが7月30日でしたか、提言をまとめられて文部大臣に出されました。その内容は、今の教育の実態から考えて、40人学級は見直すべきだと、少人数に改めるべきだと、こういうふうな提言が出されて、文部大臣もそのことを受けて、ぜひ計画に沿って努力をしたという答弁もあったわけです。

今日の宇治市が進めようとしている学校規模の適正化というのは、小学校を統合して、中学校もできたら統合したいというのがありますけど、40人学級を基礎にして行っております。今の文科省の提言されたこの考え方の中では、やっぱり少人数学級ではだめなんだという結論づけをされた中で出しているわけです。そうした中で、宇治市は、あくまで40人学級で進めるんだということになっておりますけど、少人数学級という中での学級編成、そして、適正化ということで考えていただき、今のネクサスプランについてはぜひ見直しをするべきだと。

だから、取組の方向にある8番については、これは見直しということでぜひご検討いただきたいと思います。

【川本委員長】 何かご意見というかコメント、事務局、ございますでしょうか。よろしいですか。じゃ、これはご意見ということで。

よろしゅうございますかね。どうぞ。

【高原委員】 高原です。

ちょっとお伺いしたいんですけど、このパブリックコメントというのが資料②にございますけれども、これ、また説明あるのかもしれないんですけど、今皆さんで検討しております資料①の冊子の現況と課題とかを含めて、全部がそのパブリックコメントの対象になるものなんですか。

【川本委員長】 その点は会議次第の3で事務局からご説明があると思いますので、そのときでよろしいですか。パブリックコメントについてのご説明のときで。

【高原委員】 そういう質問をしましたのは、私は環境の部会ですけども、今、それぞれの部門についていろいろご意見があった中で、これが、また改定されてパブリックコメントに出るのかどうかということをお聞きしておかないと、特に先ほどのナラ枯れの問題は、ちょっとこういう文章では現状からかけ離れてしまったということでもあります。

【川本委員長】 パブリックコメントのところでご説明があると思いますので、そこで、もしご質問がさらにあればよろしくお願ひします。

それでは、会議次第の2につきましては、本日事務局からご提案のございました第1期中期計画（案）をもとに、大変活発な審議をいただきましたので、ご意見ご要望というものも踏まえて、今後それぞれの専門部会で論議を深めていただきたいと思います。

勝手ながら、そういうことで、事務局、きょうのいろんなご意見ご要望をやっぱり整理していただく必要はあるのかなと思っておりますので、大変お手数ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまの高原委員さんのご意見、大変適切なご質問もございましたので、それに絡んで、会議次第の3、パブリックコメントの実施につきまして、事務局側の説明をお願いしたいと思います。

【事務局（中上）】 失礼いたします。事務局の中上です。

それでは、第5次総合計画策定に係るパブリックコメントの実施につきましてご説明をさせていただきます。

総合計画審議会では、その審議の中で、率直な市民の皆さんのご意見をいただくことを目的に、今回の審議会から市民委員として10名の皆さんを審議会委員として委嘱をさせていただいております。

また、一方で、市の基本的な計画等の策定に当たりましては、市民と市とのパートナーシップによる市政の推進を図りますために、市民参画の手法の1つといたしましてパブリックコメントを実施することとなっております。

第5次総合計画につきましては、昨年来、全体会、専門部会においてご審議をいただき、前回の全体会におきまして一定の取りまとめをいただいたものと考えておりまして、この内容によりまして、「宇治市第5次総合計画（初案）」としてパブリックコメントを実施させていただきたいと考えております。

市民の皆さんからは、これまでご審議をいただきました基本構想、総合計画策定の趣旨から、その構成、策定の背景、基本構想の考え方、そしてまちづくりの6つの方向性の大分類、中分類、これが前回取りまとめをいただきました基本構想部分でございますが、資料でいきますと資料③とさせていただいております。資料③を「宇治市第5次総合計画（初案）」として意見募集をいたしたいと考えております。

しかしながら、まちづくりの方向性、とりわけ大分類、中分類をご意見をいただくことになるんですけども、この方向性を定める上で、基本となります、今ご提示させていただきました小分類ごとの現況と課題、目標につきましても必要不可欠と考えておりますことから、今度はその後につけさせていただいております資料④としたもの、これを関連資料といたしましてパブリックコメントにあわせて添付をさせていただきたいと思っております。

したがって、初案につきましては基本構想の大分類と中分類です。これをご理解いただく上で必要な中分類に付随しております小分類ごとの現況と課題、小分類ごとの目標につきましても関連資料として提出をさせていただきたいと思っております。

今、高原委員さんからのご質問がありました中身なんですけれども、当然、現況と課題のほうにナラ枯れの内容は書いておりますが、現況と少し違うということもおっしゃってございましたけれども、現段階では、意見募集については、この内容でパブリックコメントをとりたいた。後でまた説明を申し上げますが、そのパブリックコメントの内容につきましても、当然部会のほうにフィードバックをさせていただきますので、その中でご議論いただく内容であろうかと考えております。

実施の流れといたしましては、本日の審議会、来週に予定をいたしております宇治市議会の全員協議会での報告を経まして、市民の皆さんからの意見募集、パブリックコメントを実施させていただきたいと思っております。

それでは、後になりましたけれども、資料②「宇治市第5次総合計画（初案）への意見募集について」をご覧くださいと思います。

表紙につきましては、意見募集をするに当たっての公述を述べさせていただいております。表紙をめくっていただきましたところが意見募集の概要でございます。第1の意見等を提出で

きる方から第5の問い合わせ先までの5項目でございます。これは本年4月に施行いたしました「宇治市パブリックコメント手続に関する指針」に基づいて策定をいたしましたものでございます。

まず、第1の意見等を提出できる方でございますが、本市在住、在勤、在学をはじめ、4つの項目を挙げております。

次に、第2の提出の方法でございますが、次のページの様式に記入をいただくか、3ページ目に様式をつけさせていただいておりますが、これにご記入をいただくか、任意の様式の場合は、氏名、ご住所、意見等、必要事項を記入の上、次に述べております第3の方法で提出先へご提出いただくという形をとらせていただきたいと思いますと考えております。

持参、郵便、ファクス、メールと各公共施設に設置してある投書箱ということになっております。

次に、募集期間でございますが、9月15日から10月14日までの30日間といたしております。周知の方法でございますが、9月15日号の市政だより、ホームページ等でパブリックコメントの実施を広報するとともに、資料を閲覧いただく場所といたしましては、私ども事務局政策推進課の窓口、市役所の行政資料コーナー、公民館や図書館、コミュニティセンター等の公共施設にこの資料を配架いたしますとともに、ホームページでも閲覧いただくこととさせていただきます。

なお、後ほど日程のところでもご説明申しますが、パブリックコメントと並行いたしまして、中期計画に係る専門部会の開催もお願いしたいと考えておりまして、その中で、先ほど申しましたとおり、各部会にもパブリックコメントでいただいたご意見をお返ししながら論議を進めていただきたいと思いますと考えております。

そして、いただいたご意見につきましては、部会の論議も踏まえまして、市としての考え方を取りまとめ、できれば12月ごろにはホームページを通じて市民の皆さんに公表したいと考えております。

以上、「宇治市第5次総合計画（初案）」に係りますパブリックコメントの実施についてのご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【川本委員長】 ありがとうございます。

ただいまのパブリックコメント実施についての事務局説明、何かご意見ご質問ございますでしょうか。まず、高原委員さん、いかがでございましょうか。ぜひ、補足で。

【高原委員】 今のご説明によりますと、まず、きょういろいろなご意見が出たそれぞれの項目に関しては、パブリックコメントのところには反映されずに、パブリックコメントで市民からいろんな意見が出てきたものときょうの意見も含めて今後改定するという手順でしょうか。

【川本委員長】 いかがでしょう。事務局のほうで。

【事務局（中上）】 今おっしゃっているとおりでございます。

【川本委員長】 よろしゅうございますか、高原委員さん。

ほかに何かご意見。どうぞ、ご質問。

【桑原委員】 桑原でございます。

1つは、パブリックコメントの出し方ですけど、一方で町内会とか自治会を活性化できないかとか、地域のコアにできないかというテーマがありましたね。こういうコメントを何かの格好で、一般的な募集と同時に、町内会とか自治会単位で考えさせるということができないものかどうかということのご質問が1つですね。

それから、もう1つ、私はじめに申し上げました資料④の13ページに、外材とかの問題で国内の材木産業がうまくいかないんだというような書き方になっていますけど、これは私自身の知識が、宇治の材木が何だかよくわからないものですから、もう1回専門としてご覧になられて、これが正しい表現かどうか調べられてからお出しになられたほうがいいと思いますよ。明らかに一般論としては、私の聞いている限りでは、外材じゃなくて内材も十分使い得るような状況になってきていると聞いておりますので。最近の円高は、ちょっと余分な話であれなんですけども、長期的な流れとしては、そういうふう聞いておりますので、あまり間違ったことを出すのはまずいかなという気がします。

以上です。

【川本委員長】 2点、これはご要望ということでしょうか、何か特に、事務局、よろしゅうございますか。

【事務局（中上）】 事務局の中上です。

意見を提出していただける方ということですが、先ほど申しましたとおり、本市の指針に、パブリックコメントの手続に関する指針ということで第1に書かせていただいております1番から4番の項目等について募集をするという形で、自治会、町内会長さんを通じてということに関しては、今のところ考えておりません。

あと、現況と課題で、先ほども桑原委員さんのご意見がございましたが、先ほど申しましたとおり、確かにそういう状況の変化はあろうかと思えますけれども、できればその部分についても、部会でもう一度、この現況と課題につきましてはいったん部会で論議をいただいている部分でございますので、パブリックコメントの意見を返す、市民の皆さんに公表するときに、もし変更することであれば、こういう理由により変更しましたということについてもお答えは返そうと考えておりますけれども、現段階では、部会で論議いただいた内容の関連資料としてこれをつけさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【川本委員長】 よろしゅうございますか。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、パブリックコメントについての説明はこういうことで、事務局を踏まえて、これが最終的には部会にフィードバックされるということで理解をさせていただきたいと思えます。

それでは、きょうの会議次第の最後の4番目、その他でございますが、まずは事務局から、これからのスケジュールについてのご説明をちょうだいしたいなと思えますが、いかがでござ

いでしょうか。よろしゅうございますか。

【事務局（吉田）】 そしたら、今後のスケジュールについてご説明申し上げます。

本日、第1期中期計画（案）についてご提案をさせていただいたところでございますけれども、これをたたき台といたしまして、これまでの現況と課題や基本構想と同じように、各専門部会でご議論いただきたいと考えております。

部会開催の日程でございますけれども、先ほど申し上げておりましたけれども、5つの部会、それぞれ開催していただくことになります。おおむねパブリックコメントをやっている期間中に1回、終わってから、また締めをするために、その後1回、部会によっては、議論によりましてプラスアルファしていくようなイメージでございます。

日程調整のほう、お送りしておりますけれども、それを本回収させていただきますまして、事務局の者に渡していただけたらありがたいと思います。また、後日提出される方等につきましては、郵送、ファクス、Eメール等、何でも結構でございますので、ご提出いただいたらと思います。それを受けまして、まとめの全体会を11月を目途にしていきたいと思います。

とても限られた日程の中でやっていかないといけないところで、大変ご無理申し上げますけれども、よろしく願います。

今後のスケジュールにつきましては以上でございます。

【川本委員長】 ありがとうございます。

この点で何かご質問は。どうぞ。

【石崎委員】 石崎といいます。

パブリックコメント、これ、結構中身が濃いので、これお借りしてやりたいと言われたら、それは借りられるんですか。

【川本委員長】 事務局、ご質問にお答えお願いいたします。

【事務局（中上）】 事務局、中上です。

お借りしてということは、どういう内容でございましょう。

【石崎委員】 家でゆっくり読みたいと言われた方がおられたら。

【事務局（中上）】 公共施設に配架してある部分については、そこで見えていただくということになるんですけれども、家のほうではパソコン環境なんかはございますでしょうか。

【石崎委員】 ない人がという意味です。

【事務局（中上）】 ご希望がありましたら、どういう形で、もし郵送ということであれば、郵送料を負担していただくとか、そういう部分はあるかもしれない。ちょっと、まだ今ご提案のあったところなので、どういう形をとるかわかりませんが、貸し出せる範囲については、ご希望によって、その範囲でさせていただくように検討したいと思います。

【石崎委員】 石崎です。

というのは、桑原さんも言われていたけれども、自治会とか、ほかにいろいろな団体の中で話をするところがあるんですね。こういう形でいろいろと宇治市がやっておられますよと。そのときにこの内容を見たら、結構ゆっくり読まないで、自分の興味あるところやったら、なか

なか難しいので、できたら地域のところで見られるので、家に持って帰りたい。全部ではなしでも、ここはやっぱりコピーしてほしいとか言われたら出してあげないと、なかなか一方通行になってしまう可能性があるので、ぜひとも検討していただきたいなと思います。

【事務局（中上）】 公共施設に配架をさせていただくものをコピーしていただく分については、それは構いません。あと、何人かで寄って見られるというようなご意見であれば、もしその中で、家にインターネット環境があれば、プリントアウトをしていただくとか、それもできない方については、その辺の対応については、こちら事務局のほうも考えさせていただきたいとは考えております。

【石崎委員】 できたら無料で、多分お金を取ると思うんですよ、行ったら。何ぼやいう。だから、やっぱり導入の話なんでね。

【川本委員長】 副市長さんからご答弁があるようですので。

【川端副市長】 大事な意見をいただいているのに比して、ちょっとかたい回答を返したなと思っていますので、私からお答えさせていただきます。

パブリックコメントを実施するという事はどういうことかを考えれば、今委員さんがおっしゃるとおりですね。皆さんが理解をしていただくというのが前提ですので、いかなる手段を講じても理解をしていただけるような措置をとるのが我々の役目だと思っていますので、先ほども他の委員からも出ましたように、中には町内会、自治会でも意見を出そうじゃないかという方もいらっしゃると思います。我々のほうから積極的に働きかけはちょっと今回はできませんが、そういう方もいらっしゃいますので、そういう方々のお力をお借りするというのは当然でございますから、我々としてできることはすべてやらせていただくと、このように受けとめていただきたいと思います。

【川本委員長】 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

ほかに何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、大変長時間かつ活発なご意見を、あるいは論議をちょうだいしたと思いますが、これをもちまして第2回の審議会を閉会させていただきたいと思います。

議事進行、不手際がございましたら、ひとえに私の責任、山本さんには言えませんが、私1人の責任でございます。どうもありがとうございました。

— 了 —